第15項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれの規定又は基準に該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

② 「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第１項（同条第10項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

③ 「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第２項（同条第11項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）、第５項（同条第14項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）又は第６項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が平成21年国土交通省告示第379号第１項第１号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第26項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

④ 「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「ガスエンジン給湯器の型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、平成25年経済産業省・国土交通省告示第５号に適合する設備の種別を記載するものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第26条の28の５第30項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって平成21年経済産業省告示第68号に適合する太陽光を電気に変換する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑤ 「多世帯同居改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第３項（同条第12項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第32項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。

⑥ 「耐久性向上改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第４項、第５項又は第６項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う施行令第26条の28の５第33項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。なお、当該欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の３第４項又は第６項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第５項又は第６項の対象一般断熱改修工事等をいうものとし、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等については「住宅耐震改修」又は「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄に、①、③又は④のいずれかにより記載するものとする。

⑦ 「子育て対応改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第７項（同条第16項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の５第34項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。